

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和2年(2020年)3月19日

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ

代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	令和2年(2020年)3月19日
許可番号	佐賀県指令元循環第16号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	最終処分場(安定型): 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以下余白
設置場所	唐津市枝去木字捨堀92番、94番3、94番4、94番11、94番15、94番17、94番18、95番1、97番、98番1、98番2、98番3、99番、101番及び102番
処理能力	埋立面積: 29,001㎡、埋立容量: 419,115㎡
許可の条件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 (無)
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

※この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。